

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 株式会社海部清掃
法人番号： 5180001097823
住 所： 愛知県あま市西今宿平割二6番地
- 指名停止措置期間： 令和6年3月4日から令和6年3月17日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲： 中部地方測量部管内
- 事実概要：

株式会社海部清掃は、令和5年1月4日、自社施設のメンテナンス作業中に、従業員が死亡する労働災害を発生させた。このことにより同社及び同社の従業員が、令和5年12月13日、津島区検察庁から労働安全衛生法違反により略式起訴され、津島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である当該事業者の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

措 置 要 領	期 間
1～7 略	略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)